

今どきの社会事情④

「センター的機能」

平成19年より、特別支援学校はセンター的機能を発揮することを義務付けられました。このセンター的機能とは何でしょうか。

「障がいのある子どもたちが、障がいのない子どもたちと共に学ぶ権利がある」と示されたことで、地域の幼稚園、学校等で障がいの有無にかかわらず、誰もが教育的ニーズに応じた支援を受けながら学べるようになりました。その中で、これまで障がいに応じた特別な教育的支援を専門に行ってきた特別支援学校のノウハウが、広く教育現場で求められるようになってきています。そこで、各学校等の要請に応じて、特別支援学校が必要な助言又は援助を行うよう努めることとされました。これが「センター的機能」です。

地域の学校等に対する支援だけでなく、地域の実態や家庭の要請等により、障がいのある子どもたちや関係者又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各支援学校の専門性や施設・設備を生かし、地域における特別支援教育に関するセンターとしての役割を果たすよう努めることが規定されています。すでに様々な形で、地域の小・中学校教員や保護者に対する教育相談等の取り組みが進められています。

本校においても、前頁に掲載した通り、教育相談や出かける支援、キラキラ教室等を行っています。今後ますます地域のニーズに応じた取り組みが求められています。



Q&A ～家庭のひとこま編～

Q 忘れ物が多いです。忘れ物ない?と聞くと「うん」と答えるのに忘れるんです…。

A まず、下校する前に明日の準備物を具体的にメモします。そして、帰宅したらそのメモを見て自分で準備物を用意し、その後、ご家庭で一緒にメモを見ながら確認するという習慣を作ってみてはいかがでしょうか。

メモについては学校と連携し、明日の予定と準備物を書く書式を整え、そのための時間を確保してもらおうと確実にメモできるかもしれません。弁当、ハンカチなど毎日の準備物については一覧表にして、カバンの近くなど目につく場所に貼っておくのもよいでしょう。自分で見ながら準備し、確認できる視覚的な手がかりが用意されていることが大切です。

最後に一緒に確認することで、親子の会話が弾むこともあるかもしれません。

それで、先生がね・・・



編集後記 新しい形で色々な情報を届けたいと思い、そして、手に取って読んでいただける通信になるよう工夫して作成してみました。いかがだったでしょうか？ 子どもたちのために、家庭、学校、地域がともに手を取り合っていくための情報が提供できるよう、今後も工夫していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。
(井上・鈴木)